

第71号議案

平成26年度京都府営林事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度京都府営林事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,975千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

平成27年2月13日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 府 債		21,000 ^{千円}	5,000 ^{千円}	26,000 ^{千円}
	1 府 債	21,000	5,000	26,000
6 国庫支出金		0	10,000	10,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 国庫補助金	0 ^{千円}	10,000 ^{千円}	10,000 ^{千円}
歳入	合計	112,975	15,000	127,975

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 営林事業費		112,975 ^{千円}	15,000 ^{千円}	127,975 ^{千円}
	1 営林事業費	112,975	15,000	127,975
歳出	合計	112,975	15,000	127,975

第2表 府債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
府有林造林事業費	21,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行	年6.0以内	償還期間は、40年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等又は元利均等支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	26,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行	年6.0以内	償還期間は、40年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等又は元利均等支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 営林事業費	1 営林事業費	府有林造成育成事業費	15,000 ^{千円}